

沼津市消費生活センターの組織及び運営並びに

情報の安全管理に関する条例（案）に関する意見募集の結果について

沼津市消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する条例（案）に関して意見の募集を行い、下記のとおりにご意見をいただきました。

いただいたご意見については今後の消費生活センターの運営の参考意見とさせていただきます、「沼津市消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する条例（案）」に関しては「変更なし」といたします。

#### 【意見】

- ・ 守秘義務の徹底をしてほしい。相談員や職員が退職した後もそれは守ってほしい
- ・ 相談員の給与報酬は高めに設定してほしい。

#### 【意見に対する考え方】

- ・ 地方公務員法の第三十四条では、職員が職務上知り得た秘密を守る義務として、「職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も、また同様とする」と規定されています。消費生活センターの職員もこの規定に則り、守秘義務の徹底をしております。
- ・ 適正な給与水準となるようにしていきます。